

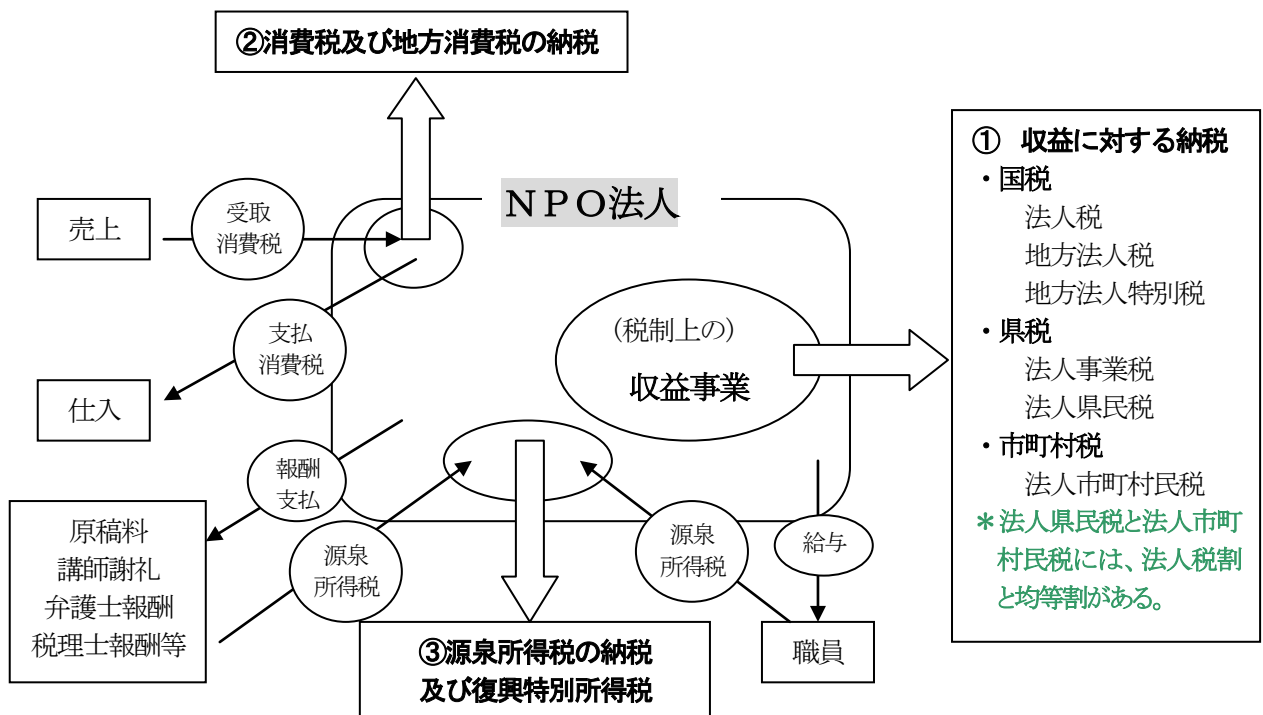
Ⅲ 税務関連の実務

平成27年7月時点の税率等です。税制度は毎年変更があります。税務に関しては、税務署・県税事務所・市町村役場の税担当課にご確認ください。

1 特定非営利活動法人と税制

特定非営利活動法人（NPO法人）は、「人格のない社団等」と概ね同様な扱いがなされています。「人格のない社団等」とは、「法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの」で、普通法人（企業等）と公益法人の中間的な位置づけとなっています。

NPO法人と税制とは、下図のような関わりがあります。



ポイント NPO法人と税制の基本的な関係

法人税法上の収益事業を行う場合	①法人税法上の収益事業に対する課税	96 ページ参照
基準となる期間に1,000万円を超える売り上げがある場合	②消費税の納税	98 ページ参照
従業員等へ給与・報酬を支払う場合	③源泉所得税の納税	99 ページ参照

ポイント その他の考慮する点

- イ) 会員からの寄附金等による収入は原則的には課税されません（ただし、法人全体として法人税法上の収益事業のみを行う場合は、収益とみなされ、課税の対象となる場合があります）。
- ロ) 上図の他に、法人の預金利子等は課税の対象です。
- ハ) 登記に関する税（登録免許税）については非課税です。
- ニ) 事業所税（さいたま市・川越市・所沢市・川口市・越谷市が課税）については原則非課税ですが、収益事業を行っているときは、課税になる場合がありますので、各市へお問い合わせください。

2 法人税法上における収益事業と届出

(1) 法人税法上の区分

NPO法人はNPO法上、特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分していますが、これは法人税法上での区分とは別のものです。特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上、課税対象の事業を行ってれば、課税されます。

ポイント 法人税法上の課税区分とNPO法上の事業区分



* NPO法人は、人格のない社団等(任意団体)と同様に、法人税法施行令において収益事業として定めている34の事業を、継続して事業場を設けて営む場合は法人税が課されます。また、これに付随する行為も課税されます。34業種であっても、事業規模、継続性などの点で課税されるかどうか分かりますので、税理士等の専門家に相談することも場合によって必要かと考えられます。

■収益事業の種類 (法人税法施行令の34業種)

法人税法上の収益事業の種類 (法人税法施行令第5条第1項)					
1	物品販売業	16	料理店業その他の飲食店業	30	洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン(レタリングを含む)、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦の教授、学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授、公開模擬学力試験を行う事業など
2	不動産販売業	17	周旋業		
3	金銭貸付業	18	代理業		
4	物品貸付業	19	仲立業		
5	不動産貸付業	20	問屋業		
6	製造業	21	鉱業		
7	通信業	22	土石採取業		
8	運送業	23	浴場業		
9	倉庫業	24	理容業		
10	請負業	25	美容業		
11	印刷業	26	興行業		
12	出版業	27	遊技所業		
13	写真業	28	遊覧所業		
14	席貸業	29	医療保健業		
15	旅館業			34	労働者派遣業

(2) 法人税法上の収益事業を行った場合の課税

特定非営利活動法人が法人税法上の収益事業を行った場合、課税の対象になります。主なものを以下にあげます。各租税の詳細については、税務署、県税事務所、市町村の税務を担当する課等で確認してください。

法人税法上の課税の内容 ※法人県民税均等割、法人市町村民税均等割は、収益事業を行っていない場合でも課税されます。100 ページを参照してください。

	区分	課税対象額など	税率 *1	所管	
国税	法人税	法人税法上の収益事業の年間所得	800 万円以下・・・15.0% (税率) 800 万円超・・・25.5% (税率) *2	税務署	
	地方法人税 ※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。	法人税法上の収益事業の年間所得	課税標準法人税額の 4.4%		
県税	法人県民税	均等割	1 法人ごとに一律	2 万円/年	県税事務所
		法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額	埼玉県の場合 原則法人税額の 5.8% (4.0%) ※5% (3.2%) の場合もあり (括弧内は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率)	
	法人事業税		法人税法上の収益事業の年間所得	400 万円以下・・・2.7% (3.4%) 400 万円～800 万円以下・・・4.0% (5.1%) 800 万円超・・・5.3% (6.7%) (括弧内は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率)	
	地方法人特別税 (国税) *3		法人税法上の収益事業の法人事業税額	81% (43.2%) (括弧内は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率)	
市町村税	法人市町村民税	均等割	1 法人ごとに一律	5 万円/年 (～6 万円)	市町村
		法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額	法人税額の 12.3% (9.7%) ※制限税率 14.7% (12.1%) (括弧内は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の税率)	

*1 復興財源確保法により、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 2 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に 10% の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付する必要があります。(法改正により、復興特別法人税の課税期間が 1 年短縮され、平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度は、原則として課税事業年度にはなりません。)

*2 記載されている税率は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に適用されます。

*3 国税ですが、法人事業税と一緒に申告・納付します。

(3) 収益事業の開始の届出

税法上の収益事業を開始した場合、次の内容で届出をする必要があります。

○収益事業の開始の届出

必要書類	期限	提出場所
収益事業開始届出書 *1 <添付書類> ○収益事業の概要を記載した書類 ○収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表 ○定款・寄附行為・規則等の写し ○登記事項証明書又は登記簿謄本	収益事業を開始した日以後 2 か月以内	管轄の税務署

*1 様式は、税務署にあります。国税庁ホームページからもダウンロードできます。

3 消費税とその届出

(1) 消費税に関わる納税対象とその登録

法人は、国内で行った課税資産の譲渡等について、8%の税率をもって消費税（地方消費税を含む。）を納める義務が発生します。

①納税義務者

原則、法人のすべてが納税義務者となります。ただし、その事業年度において納税義務があるかは、その事業年度の前々事業年度（＝基準期間）の課税売上高によって判断され、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合、納税義務が免除されます。

新設のNPO法人が消費税の納税義務者になるのは、少なくとも設立2年目までは基準期間がないため、3年目以降となります。ただし、新設のNPO法人でも、届出により課税事業者になることができます。

*平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても特定期間☆の課税売上高が1,000万円を超えた場合、当課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

特定期間の課税売上高又は給与等支払額により判定を行った結果、課税事業者に該当することとなった場合には、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

☆特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間をいいます。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ」(平成23年9月)をご覧ください。同パンフレットは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることができます。

②納税額の考え方

消費税の税率は、国税としての「消費税」6.3%と、地方税としての「地方消費税」1.7%、合わせて8%となります。事業者が納める税額は、基本的に次の算出をもってなされます。

納付税額＝消費税額＋地方消費税額

消費税額＝課税売上高(税抜)×6.3%－課税仕入高(税込)×6.3/108

地方消費税額＝消費税額×17/63

*課税売上(仕入)高とは消費税が課税される取引のことです。ただし、会費や寄附金といった不課税取引など消費税の対象とならない取引が存在します。詳しくは管轄の税務署または税理士などにお問い合わせください。

○簡易課税制度の特例

簡易課税制度とは、事務負担を軽減させるために、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に選択できる納税方法です。具体的には、課税仕入にかかる消費税額に対して、実際の額にかかわらず、みなし仕入率をもって、次のように算出します。

納付税額＝消費税額＋地方消費税額

消費税額＝課税売上高(税抜)×6.3%－課税売上に係る消費税額×みなし仕入率

地方消費税額＝消費税額×17/63

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ○第1種事業(卸売業)……………90% | ○第2種事業(小売業)……………80% |
| ○第3種事業(製造業等)……………70% | ○第4種事業(その他の事業)…60% |
| ○第5種事業(サービス業等)…50% | *○第6種事業(不動産業)……………40% |

*平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、みなし仕入れ率について、現行の第5種事業のうち、不動産業が新たに設けられる第6種事業となります。また、現行の第4種事業のうち、金融業及び保険業が第5種事業となります。

(2) 消費税に関する届出

消費税に関する各種届出は、次の場合に行う必要があります。

■消費税に関する届出

対象/ケース	必要書類	期限	提出先
基準期間における課税売上高が1,000万円超になったケース (特定期間の制度あり)	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合速やかに	管轄の税務署
基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間の法人/簡易課税制度を選択しようとするケース	消費税簡易課税制度選択届出書	選択しようとする課税期間の初日の前日まで *1	管轄の税務署

*1 設立事業年度のときは、該当課税期間の末日までに手続きをします。

* 上記のケースの他、「基準期間における課税売上高が1,000万円以下になったケース」「簡易課税制度の選択をやめようとするケース」など、個別の届出書の提出が必要となります。詳細は管轄の税務署にお問い合わせください(165ページ参照)。

4 毎年定期的に行う税務事務

(1) 年間スケジュール (4月1日から3月31日を事業年度とする場合)

一年を通じて、定例的に行う税務事務としては、次の表のようになります。

月	国税 (税務署)	県税 (県税事務所)	市町村税 (市町村役場)
4月		【収益事業を行っていない場合】 法人県民税均等割減免申請 (条例で定められた期限まで)	【収益事業を行っていない場合】 法人市町村民税均等割減免申請 (条例で定められた期限まで)
5月	【収益事業を行っている場合】 法人税の確定申告・納付 【消費税の課税事業者の場合】 消費税の確定申告・納付 (事業年度終了後2か月以内)	【収益事業を行っている場合】 法人県民税均等割、同法人税割、法人事業税の確定申告・納付 (事業年度終了後2か月以内)	【収益事業を行っている場合】 法人市町村民税均等割、同法人税割の確定申告・納付 (事業年度終了後2か月以内)
12月	年末調整による所得税の徴収・還付 (12月末日まで)		
1月	法定調書の交付・提出 (1月末日まで)		給与支払報告書の提出 (1月末日まで)

(2) 源泉所得税及び復興特別所得税の納付と年末調整

有給職員に対して、給与や賞与を支払う時の源泉徴収税額は原則として支給した翌月10日までに税務署へ納付します。ただし、支給人員が常時10人未満の場合は「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することにより、1月から6月分を一括して7月10日までに納付し、7月分から12月分を一括して翌年1月20日までに納付することができます。

さらに、源泉徴収に関する事務として年末調整があります。年末調整とは、有給職員に対して、給与や賞与を支払った際に源泉徴収した税額と、その年に納めるべき年税額とを比較し、その過不足額を精算することを指します。

(3) 法定調書の交付と提出

法定調書とは、毎年1月1日から12月31日の間に、給与等もしくは報酬・料金などを支払った者が、その内容を受給者、税務署及び市町村役場に通知するための法で定められた帳票のことをいいます。

有給職員がいる場合、法定調書としての書類を作成して、受給者や税務署等へ提出することが義務付けられています。

必要書類	提出先		
	受給者	管轄の税務署	市町村役場
給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）	交付	提出	提出
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	交付	提出	—
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（合計表）	—	提出	—
給与支払報告書（総括表）	—	—	提出

* 提出期限は、毎年1月31日までになります。

* 提出書類については、管轄の税務署へお問い合わせください(165 ページ参照)。

* 必要書類は地域によって異なります。

(4) 収益事業を行っていない場合の法人住民税均等割の申告・納税と減免申請

法人住民税均等割とは、税法上の収益事業を行っているか否かにかかわらず、課税される地方税のことです。下記のように、県民税と市町村民税があり、それぞれ手続きが必要になります。

税法上の収益事業を行っていない場合の税金とその必要書類及び提出・納付期限は次のとおりです。

種類	税額	必要書類	期限・場所
県民税	2万円 *1	均等割申告書 *3	毎年4月1日～4月30日までに、管轄の県税事務所及び市町村役場で手続
市町村民税	5万円 *2	均等割申告書 *3	

*1 埼玉県の場合2万円。

*2 市町村の多くがこの金額です。

*3 指定の用紙がありますので、県税事務所または市町村役場の税務課等にお問い合わせください。

* 事業所が複数ある場合は、県ごと、市町村ごとに、申告・納付する必要があります。

法人住民税均等割は、NPO法人であっても、原則として課税されます。ただし、税法上の収益事業を行っていない場合、埼玉県と大半の市町村（減免制度の有無については、市町村に確認してください）において、減免としています。

なお、減免措置を受ける場合は、下記のように「減免（課税免除）申請書」を提出する必要があります。所定期限までに提出しなかった場合は、支払いの義務が生じます。

必要書類	期限・場所
<input type="checkbox"/> 均等割減免（課税免除）申請書 <input type="checkbox"/> 均等割申告書 <input type="checkbox"/> 決算報告書等	毎年各条例で定められた期限内に管轄の県税事務所及び市町村役場で手続

(5) 収益事業を行っている場合の法人税等の確定申告と納付

税法上の収益事業を行っている場合は、次の4種類の税金が課せられます。

税法上の収益事業を行っている場合の税金とその必要書類及び提出・納付期限は次のとおりです。

種類・税額・税率	必要書類 *3	期限・場所
1) 法人税 (国税) ○年間所得 800 万円以下 ……15.0% ○年間所得 800 万円超 ……25.5% *97ページ参照 2) 地方法人税 (国税) *1 ……法人税額の 4.4% ※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する 事業年度から適用	① 確定申告書 ② 別表 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・損益金の処分表 ・勘定科目の内訳明細書 ・法人事業概況説明書 ・収益事業以外の事業に 関わるもの 等	毎事業年度終了日から 2 か月 以内に、管轄の税務署に提出
3) 法人住民税均等割 (県民税) ……2 万円 (市町村民税) ……5～6 万円 4) 法人住民税法人税割 (県民税) ……法人税額の 5.8% (4.0%) ※5% (3.2%) の場合もあり (市町村民税) ……法人税額の 12.3% (9.7%) ※制限税率 14.7% (12.1%) (括弧内は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始 する事業年度の税率) 5) 法人事業税 年間所得 400 万円以下…2.7% (3.4%) 年間所得 400 万円超 ～800 万円以下…4.0% (5.1%) 年間所得 800 万円超…5.3% (6.7%) (括弧内は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始 する事業年度の税率) 6) 地方法人特別税 (国税) *2 法人事業税額の 81% (43.2%) (括弧内は、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始 する事業年度の税率)	(法人県民税) (法人事業税) (地方法人特別税) ①確定申告書 ②別表 (市町村民税) 確定申告書	毎事業年度終了日から 2 か月 以内に、管轄の県税事務所に 提出 毎事業年度終了日から 2 か月 以内に、管轄の市町村役場に 提出
申告の期限を延長する場合	申告期限の延長の特例の申請 書・届出書	最初に適用を受けようとする 事業年度終了日までに、管轄 の税務署、県税事務所に提出

*1 国が賦課・徴収し、地方交付税として地方自治体へ配分します。

*2 国税ですが、法人事業税と一緒に申告・納付します。

*3 提出書類の申告書等の用紙については、提出先にお問い合わせください。

* 具体的な税額の算出については、税理士等の専門家に相談しましょう。

(6) 消費税の確定申告と納付

消費税の課税事業者は、下表によって毎年、納付の手続をする必要があります。なお、事務所が複数ある場合でも一本化し、主たる事務所の所在の管轄税務署へ申告します。

必要書類	期限	提出場所
○消費税及び地方消費税の確定申告書 ○付表 ○消費税の還付申告に関する明細書 (還付申告の場合)	毎事業年度終了日か ら 2 か月以内	管轄の税務署

5 事務所の各種変更に関わる税務手続

税務手続が必要な各種変更とは、事務所の移転（納税地の変更）、法人の名称、代表者又はその氏名の変更などに関わる変更のことです。

次の表のように、当該法人の税法上の状態によって、届出帳票、届出期限、届出先が異なります。

税法上の状態 項目		①給与等を支払っている場合	②収益事業を行っている場合	③収益事業を行っていない場合	④消費税の課税事業者の場合
届け出る異動事項	納税地（主たる事務所の所在地）	○	○	○	○
	名称	○	○	○	○
	代表者又はその氏名	—	○	○	○
	事業年度	—	○	○	○
	事業の目的 *2	—	○	○ *3	—
	従たる事務所	○	○	○	—
	給与等の支払いの廃止	○	—		—
届出帳票 *1	給与支払事務所等の届出書	異動届出書	異動届出書	消費税異動届出書	
届出期限	1か月以内	遅滞なく	遅滞なく	遅滞なく	
届出先	税務署	税務署 県税事務所 市町村役場	県税事務所 市町村役場	税務署	

*1 届出帳票、届出期限及び詳細については、各届出先にお問い合わせください。

*2 事業の目的の変更とは、NPO法人では収益事業を新たに加える場合を指します。

*3 収益事業を行っていない状態から、新たに収益事業を加える場合は、②を参照してください。

*主たる事務所の移転により納税地が移転した場合は、移動前・移動後の税務署及び原則として、県税事務所・市町村役場へそれぞれ提出しなければなりません。

6 認定NPO法人

特定非営利活動法人（NPO法人）は、会費や支援者からの寄附金などにより社会に貢献する活動を行っており、その活動によって利益が得られたとしても、それは内部で分配されることなく、更なる社会貢献活動のために活用されることとなります。

したがって、NPO法人への寄附は、NPO法人の活動を通して社会のニーズの充足につながっていくこととなります。

認定NPO法人制度は、市民や企業からNPO法人への寄附を促していくことを目的として平成13年に創設された制度です。

平成24年4月1日から、認定窓口は国税庁から所轄庁（県又は指定都市）となりました。

(1) 認定NPO法人の優遇措置

ケース	優遇措置
①個人が認定NPO法人に寄附する場合	下記のいずれかが有利な方の適用を受けるか選択することができる。 ①所得控除：(寄附金額又は総所得金額等の40%のいずれか低い金額) - 2千円 ②税額控除：寄附金の合計額 - 2千円×40% (所得税額の25%相当額を限度)
②法人が認定NPO法人に寄附する場合	法人税(国税)の算定において、認定NPO法人に対する寄附金は、一般の寄附金に関わる損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額が設けられている。
③相続または遺贈により財産を取得した人が相続財産を寄附する場合	相続税(国税)の算定において、認定NPO法人に対して寄附した相続財産は、相続税の課税対象から除かれる。
④認定NPO法人に対する税の優遇措置	「みなし寄附金制度」によって、法人税法上の収益事業から得た利益を収益事業以外の事業に使用した場合、この部分を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入することができる。

(2) 認定NPO法人になるための要件

- 1) パブリックサポートテスト(PST)
 - (1)(2)(3)のいずれかを満たしていることが必要です。
 - (1) 相対的基準：収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である。
 - (2) 絶対値基準：年3,000円以上の寄附者の数が平均100以上である。
 - (3) 条例個別指定：県又は市町村が条例で個別に指定している。
- 2) 事業活動において、共益的な活動の割合の占める割合が50%未満である。
- 3) 運営組織及び経理が適切である。
- 4) 事業活動の内容が適正である。
- 5) 情報公開を適切に行っている。
- 6) 事業報告書等を所轄庁に提出している。
- 7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない。
- 8) 設立の日から1年を超える期間が経過している。

(3) 特例認定制度

	認定	特例認定
認定要件	すべての要件に適合	PST以外の要件に適合
有効期間	5年間	3年間
再申請	できる	できない
申請可能な法人	すべてのNPO法人 ただし、設立の日から1年を超える期間を経過していること	設立後5年以内の法人 ただし、設立の日から1年を超える期間を経過していること
税制優遇	寄附者への優遇 1 個人の寄附優遇 2 法人の寄附優遇 3 相続人等の寄附優遇 NPO法人への優遇 4 みなし寄附金	寄附者への優遇 1 寄附者個人の寄附優遇 2 法人の寄附優遇 (3、4の優遇なし)

◎事前相談をお願いします。

事前相談は、認定の要件等についての理解をNPO法人と所轄庁が共有するためのものです。事前相談は予約制です。次の窓口に、事前に電話で相談日時のご予約をお願いします。

[窓口] 共助社会づくり課 048-830-2836

IV 人事労務管理のポイント

平成27年7月時点の税率等です。税制度は毎年変更があります。税務に関しては、税務署・県税事務所・市町村役場の税担当課にご確認ください。

1 労務管理

(1) 労働条件の明示

法人が労働者を採用する場合、賃金、労働時間等の労働条件を明示しなければなりません。この場合の「労働者」は、常勤者、パートタイマー、アルバイト等の雇用形態による区別はありません。

明示しなければならない事項	
① 労働契約の期間に関する事項	⑦ 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
② 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項	⑧ 臨時の賃金、賞与、1箇月を超える期間を要件とする手当等に関する事項
③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項	⑨ 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項	⑩ 安全及び衛生に関する事項
⑤ 賃金（⑦⑧に定める賃金を除く）の決定、計算及び支払方法、締切及び支払の時期、昇給に関する事項	⑪ 職業訓練に関する事項
⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）	⑫ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
	⑬ 表彰及び制裁に関する事項
	⑭ 休職に関する事項

*①～⑥までの事項は必ず明示しなければなりません。また、明示の方法は⑤の「昇給に関する事項」を除き、書面を交付しなければなりません。

*⑦～⑭までの事項については、慣行となっている場合も含め定めがある場合、必ず明示しなければなりません。

*パートタイム労働者に対しては、上記の事項に加え、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」、「相談窓口」についても、文書等による明示をしなければなりません。また、パートタイム労働法により措置を講ずべきとされている事項について、説明をしなければなりません。

*詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168 ページ参照)。

(2) 就業規則

その事業場における労働者の働き方等を定めた文書が就業規則です。常時10人以上の労働者を使用する事業場では、必ず作成しなければなりません。また、10人未満であっても就業規則を作成することが望まれます。

就業規則は労働契約の具体的な内容を定めるものであるため、実態に合ったものを定めてください。

就業規則に記載しなければならない事項	
① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項	⑥ 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
② 賃金（臨時の賃金を除く。以下この号において同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期並びに昇給に関する事項	⑦ 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）	⑧ 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
④ 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項	⑨ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
⑤ 臨時の賃金等（退職手当を除く。）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項	⑩ 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
	⑪ 以上のほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

*①～③の事項は必ず記載しなければなりません(絶対的必要記載事項)。④～⑩の事項は、定めておく場合は、必ず就業規則に記載しなければなりません(相対的必要記載事項)。なお、各事項については別規則にすることができます。

*常時 10 人以上の労働者を使用する事業場において、就業規則を作成・変更した場合は、過半数労働組合、又はそれが無いときは労働者の過半数代表者の意見書を添えて、事業場所在地を管轄する労働基準監督署に届け出なければなりません。

*詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168 ページ参照)。

(3) 労働者名簿

使用者は、事業場ごとに下記事項を記入した労働者名簿を作成しなければなりません。

記入すべき事項		
① 氏名	④ 性別	⑦ 雇入れの年月日
② 生年月日	⑤ 住所	⑧ 退職の年月日及びその事由 (退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)
③ 履歴	⑥ 従事する業務の種類	⑨ 死亡の年月日及びその事由

*常時 30 人未満の労働者を使用する事業場においては、⑥は記入しなくても構いません。

*詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168 ページ参照)。

(4) 賃金台帳

使用者は、事業場ごとに下記事項を記入した賃金台帳を作成しなければなりません。

記入すべき事項	
① 氏名	⑥ 休日労働時間数、早出残業時間数、深夜労働時間数
② 性別	⑦ 基本賃金、所定時間外割増賃金、手当
③ 賃金計算期間	⑧ 臨時の給与、賞与
④ 労働日数	⑨ 控除金
⑤ 労働時間数	⑩ 実物給与

*上記は、「常時使用される労働者(1か月を超えて引き続き使用される日々雇い入れられる者を含む。)」の場合です。

*詳細は事業場所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください(168 ページ参照)。

2 保険関連の定例事務～年単位で行うもの～

(1) 労働保険料の年度更新

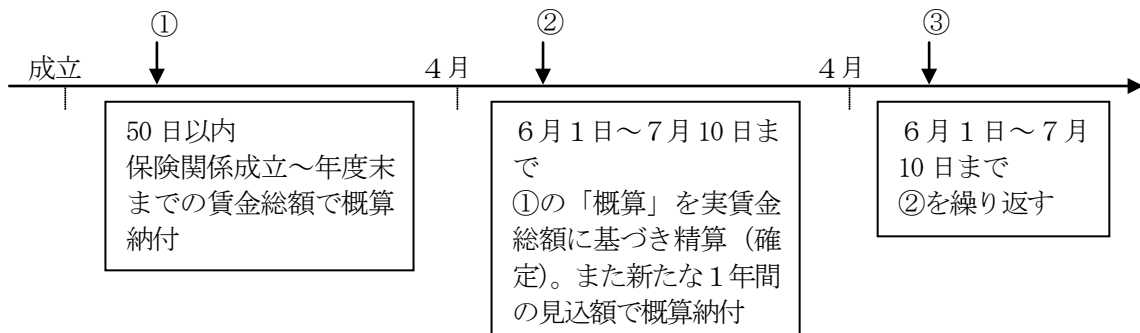
労働保険料は毎年、年度(4月1日から翌年3月31日まで)の初めに、その年度における保険料を概算額で申告・納付(「概算保険料」)し、翌年度に確定申告の上、精算することになっています。

また、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく一般拠出金も年度更新時には確定保険料と併せて申告・納付することになっています。

保険料の計算対象	4月1日～翌年3月31日の間に対象労働者全員に支払われた賃金総額 *「概算保険料」の場合は「賃金総額見込額」 *通勤手当等も含まれます。
保険料の計算方法	労働保険料＝賃金総額×(労災保険率＋雇用保険率)
申告納付時期	6月1日～7月10日まで

*65歳に達した日以降に新たに雇用される者は、原則として雇用保険の被保険者となれません(任意加入により高年齢継続被保険者となった者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。)

*詳細は法人所在地を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)、労働基準監督署にお問い合わせください(167・168 ページ参照)。



(2) 社会保険料の定時決定

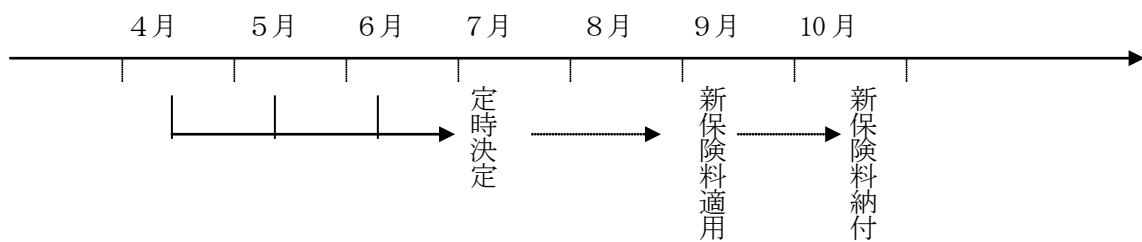
健康保険、厚生年金保険の保険料(「労働保険料」に対して「社会保険料」と言います)は、毎年7月1日現在の被保険者全員について、それぞれ実際の報酬(報酬月額)を届け出て、保険料計算に使う「標準報酬月額」を見直し、新しい保険料を決めます。

保険料の計算対象	4～6月に被保険者に支払われた報酬 *通勤手当等も含まれます。
保険料の計算方法	① 4～6月の各人の報酬月額からその平均報酬月額を計算 ② 計算した平均報酬月額に基づき、新しい「標準報酬月額」を算定 ③ 新しい「標準報酬月額」に基づき、新しい保険料額を決定
提出期限	7月10日まで *年金事務所が日を指定することもあります。

*改定された「標準報酬月額」及び「保険料額」は、その年の9月から1年間適用されます。

*保険料は、当月分を翌月末までに納付します。

*詳細は法人所在地を管轄する年金事務所にお問い合わせください。(169 ページ参照)



3 保険関連の定例事務～毎月行うもの～

(1) 労働保険料の給与控除

労働者が労働保険に加入すると、法人は労働者が負担する保険料を、法人負担分と一緒に納付しなければなりません。この場合、法人は労働者に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除することができます。

雇用 保 険	保険料率	事業の種類により 3 種類 ①一般 1,000 分の 13.5 ②農林水産・清酒製造等 1,000 分の 15.5 ③建設 1,000 分の 16.5 *平成 27 年 4 月 1 日現在
	被保険者負担割合	事業の種類により 2 種類 ① 1,000 分の 5 ②③ 1,000 分の 6 *平成 27 年 4 月 1 日現在
	給与控除保険料	支払われた賃金（通勤手当等含む）×1,000 分の 5（または 6）

- *「労働保険料」のうち「労災保険料」は、事業主が全額負担（事業の種類により、支払賃金総額の 1,000 分の 2.5 から 1,000 分の 89（平成 27 年 4 月 1 日から 1,000 分の 79）。）するため、労働者からの給与控除は必要ありません。
- *65 歳に達した日以降に新たに雇用される者は、原則として被保険者になれません（任意加入により高年齢継続被保険者となった者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。）。
- *控除保険料は、月々の給与額により変動します。
- *賞与等を支給する場合も、同様に上記割合を乗じて計算します。
- *詳細は法人所在地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）又は労働基準監督署にお問い合わせください（167・168 ページ参照）。

(2) 社会保険料の給与控除

従業員が健康保険、厚生年金保険に加入すると、労働保険と同様、法人は従業員が負担する保険料を、法人負担分と一緒に納付します。そのため、通常、法人は従業員に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除します。（平成 27 年 4 月現在）

社 会 保 険	保険料率	健康保険 1,000 分の 99.4 (99.3) 介護保険 1,000 分の 17.2 (15.8) *被保険者が 40 歳以上 65 歳未満の場合 (括弧内は、平成 27 年 4 月分 (5 月納付分) からの保険料率) 厚生年金保険 1,000 分の 174.74
	被保険者負担割合	各保険とも 2 分の 1
	給与控除保険料	定時決定等、標準報酬月額に基づいて決まる保険料の被保険者負担分

- *標準報酬月額に基づいて保険料が決まるため、控除保険料は、原則として 1 年間は変動しません。
- *賞与等を支給する場合は、上記割合を乗じて計算します。
- *保険料は、被保険者の資格を取得した月分から資格を喪失した月の前月分までが徴収対象になります。
- *厚生年金保険に加入する法人は、上記のほか「児童手当拠出金」(1,000 分の 1.5)を全額負担します。
- *健康保険、介護保険の保険料率は、全国健康保険協会管掌健康保険に加入している場合です。
- *詳細は法人所在地を管轄する年金事務所にお問い合わせください。（169 ページ参照）

V 通常総会の開催実務

1 総会の種類と権限事項

■総会の種類

通常総会	毎年度1回以上通常総会を開催しなければなりません（NPO法第14条の2）。一般的には、事業年度終了から事業報告書等提出までの間に開催され、前年度の事業報告や会計報告、当年度の事業計画・予算等が決議されます。
臨時総会	通常総会の他、理事会や監事が必要とした場合や、社員から社員総数の5分の1以上が会議の目的となる事項を示して開催の請求をしたとき、臨時に開催される総会のことです。

■総会の権能

総会の権能は、それぞれの法人において定款上に規定しています（39ページ参照）。ただし、特定非営利活動促進法においては、特に、次の3つの事項については、総会でしか議決することができません。

- ①定款の変更の議決：社員総数の2分の1以上の出席、4分の3以上の多数同意（NPO法第25条第2項）
- ②法人解散の決議：社員総数の4分の3以上の多数同意（NPO法第31条の2）
- ③法人の合併の議決：社員総数の4分の3以上の多数同意（NPO法第34条第2項）

2 総会開催の実務

- ① 議事内容・採決事項を決め、総会開催（日時・場所等）を、書面をもって社員へ通知します。
 - 総会の招集は5日前までに行わなければなりません。（NPO法第14条の4）
5日前というのは、社員総会の日と招集日との間に中5日の期間があればよいという意味ですが、これは少なくとも5日前に通知を発すれば足り、社員に5日前に到着することを要しないと解されています。定款で定めれば変更が可能です（短縮は不可）。
 - 決議事項を明らかにした資料をあらかじめ送付し、委任状も含め総会参加の出欠の事前確認をします。
 - 社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、総会の決議を省略できます。
- ② 定款に基づき総会の成立（定足数）の確認を行います。
 - 定足数に、委任状による書面等表決者の数を入れることができます（議事録に記載）。
- ③ 議事内容に即して総会を開催します。
 - 総会に出席した個人から、議長と議事録署名人を選出します。選出の方法は団体毎にルールを規定します。
 - 総会の議事事項の可否については、定款の規定に基づき決していきます。
- ⑤ 議事録を作成し、議事録署名人と議長の署名、押印を行います。
 - 議事録には、「社員の現在数・総会に参加した社員数」「審議事項」「議事の経過の概要及び決議の結果」などを記載します。

3 通常総会に関わる業務スケジュール例（事業年度末日が3月31日の場合）

	業務内容	実施月日例
1	「決算書類」（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等）を作成する	4月20日
2	監事による監査を受け、「監事報告書」等を受領	5月1日
3	理事会にて、決算と新年度の計画等の作成とその承認を行う	5月7日
4	通常総会の開催場所の準備手配とともに、社員の招集の案内をする	5月10日
5	通常総会を開催し、必要事項（事業報告・決算等）の決議を行う	5月20日
6	法人税法上の収益事業を行っている場合、税務申告を完了する（事業年度終了後、2か月以内に税務申告を終了する必要がある）（101ページ参照）	5月25日
7	資産の総額に関わる変更登記の手続を行う（93ページ参照） ※貸借対照表の公告に係る規定の施行日（政令で定める日）以降は「資産の総額」の変更登記は不要。	5月31日
8	情報公開のための事業報告書類を作成し、その書類を事務所に据え置き事業報告書類を所轄庁へ提出する（事業年度終了後3か月以内）（70ページ参照）	6月15日